

## 平成 29 年度 第 3 回 市原市環境審議会 議事録

- 1 日 時：平成 29 年 7 月 12 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 2 場 所：市原市役所議会棟 第 4 委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委 員（五十音順）  
安藤（生）委員、石川委員、井上委員、岡本委員、大野委員、加藤委員、工藤委員、小林委員、鈴木委員、泉水委員、田村委員、鶴岡委員、林委員、深谷委員、堀田委員、間所委員  
…計 16 人  
（欠席）安藤（貞）委員、小野委員、萩原委員、羽鳥委員  
…計 4 人
  - (2) 事業者  
株式会社 JERA 10 人
  - (3) 事務局  
（環境部）  
山形部長、増田次長  
（環境部環境管理課）  
田邊課長、石橋係長、末吉係長、安嶋係長、高橋係長、  
平井副主査、根本主任、大川主事  
…計 10 人
- 4 一般傍聴者 4 人
- 5 議 題：審議事項
  - ・（仮称）姉崎火力発電所新 1～3 号機建設に係る環境影響評価方法書について
- 6 内 容  
司 会：お待たせいたしました。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。  
事前に机に置かせていただきました資料といたしましては、
  - ・ 本日の会議の「次第」、
  - ・ 「市原市環境審議会委員名簿」、
  - ・ 「市原市環境審議会規則」、
  - ・ 本日の「席次表」
  - ・ 本日の説明用の「パワーポイントの資料」でございます。

次に事前に郵送させていただきました資料といたしまして、

- ・「環境影響評価方法書のあらまし」
  - ・「環境影響評価方法書（要約書）」
  - ・「環境影響評価方法書」の3部
- でございます。

不足している資料等がありましたら、事務局よりお持ちいたしますのでお声掛けください。よろしいでしょうか。

それではこれより、第3回市原市環境審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます、環境管理課の石橋でございます。よろしく願いいたします。審議会の開会にあたりまして、人事異動などにより委員の交代がございましたので、御紹介いたします。一般社団法人市原市臨海部工場連絡会（株）千葉サンソセンターの笹島海平様から林剛史様が委員として御出席いただいております。よろしく願いいたします。

続きまして、本日、羽鳥シズ子委員、安藤貞夫委員、萩原宰委員がご都合により欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。

それでは、環境部長の山形より御挨拶申し上げます。

部 長：あいさつ(省略)

司 会：それでは、ここで、市原市環境審議会の泉水会長へ、部長からの諮問書をお渡しいたします。

部 長：諮問(省略)～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～

司 会：それでは、泉水会長より、一言御挨拶をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

会 長：あいさつ(省略)

司 会：ありがとうございました。  
それでは、ここからの議事の進行を、泉水会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議 長：それでは、審議に先立ち、まず議事録署名人を指名いたします。  
今回は、井上委員、田村委員にお願いします。

委員：～両委員承諾～

議長：ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。  
また、本日4名の傍聴希望者が外で待機してございます。本審議会は、市原市情報公開条例に基づき、原則公開となっておりますので、事務局は傍聴者を入室させてください。

～傍聴者、入室～

議長：傍聴者の方にお願ひいたします。先ほど事務局からお配りしたお手元の傍聴要領を守り、係の指示に従ってください。従わない場合には御退席いただくことがありますので、御注意をお願ひいたします。

議長：それでは、ただ今より議事に入ります。  
『(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価方法書について』を議題といたします。本件に関して、事業者からの説明を求めするため、事務局は説明員を入室させてください。

～説明員、入室(株式会社 JERA)～

事業者の皆様には、『(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価方法書』に関する御説明をいただき、また、委員からの質疑にお答えいただきたいと思いますので、それでは説明をお願ひいたします。

事務局：説明(省略)

議長：ただ今の事業者の方の本件に対する御説明に対して、質疑等がありましたらお願ひいたします。

委員 A：当該事業域の南側に椎津川というのがありますが、そこにシバナという千葉県でも貴重な植物があります。東京湾で現存する自生地としてはただ1箇所となっております。非常に貴重な植物なので、この環境に対する影響がとても気になります。椎津川は潮の満ち引

きによって海流が入ってきますので、取水口から出た水による影響があるのではないかと思います。ですが、この調査表の手法の1をみますと、調査域が全部海側にしかありません。内陸の方の椎津川も、ベントスの調査なども行っていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

事業者：現在計画している調査位置図は、主にこれから計画いたします発電所の前面海域を中心に動物・植物の調査を実施する予定でございます。なお、本計画におきましては温排水の使用量ならびに取放水の温度を現状より下げていることから、動物・植物に対する影響については軽減されると考えています。現状の調査の範囲といたしましては、先ほど御説明した内容で調査していきたいと考えています。

委員 A：水が綺麗になれば減るものもあるということです。真水が流れたりすると、環境が綺麗になっていいのではないかとおっしゃると思いますが、盤州干潟をみていると、そこにホテルができて、綺麗な井戸水を汲み上げて海のほうに流して、水質としては非常に良くなりましたが、そこにいた植物が大ダメージを受けて、数がとても少なくなっていました。地元の小学校でも非常に嘆かれている状況です。皆で守ってきた干潟という環境は、綺麗になればいい、というものではありません。変化があつてはいけないものだと考えています。環境に負荷が減るからいいんじゃないかと一概に言えるのか、記録としてしっかり残す方が良いのではないかと思います。

事業者：環境が変われば変わったことの影響は出るものとは考えておりますけども、排水の温度差あるいは冷却水量が減るということで温度影響といたしましては、温排水拡散予測ということをやしまして、その水温がどのような範囲で変わるのか、変わらないのかを予測いたします。そうした時に、椎津川のような河川の中までは、水温の大きな変化を及ぼすようなことはないと考えておりますので、今お示ししました調査範囲を設定してございます。今回御意見をいただきましたので、千葉県や国の報告書の審査を受けて、最終的に決定してまいりたいと思っております。

委員 A：皆さんの住んでいる地域に非常に近いものですから、気になることが色々ありますので、是非丁寧な対応をなさる方がよろしいので

はないかと考えます。

委員 B：今回の発電所計画の建物配置図を見ますと、6つの発電所と3本の煙突を残し、また新たに3つの発電所と3本の煙突を建てるという計画であるということで、建物の配置としては随分混みあった配置図となります。そこで、経産大臣・千葉県知事・市原市長の意見書を見ますと、3者共それぞれ、今回は80メートルという低い煙突があるので、既存の建物の煙突によるダウンウォッシュについて触れています。煙突の高さと配置については検討するようとの意見が書かれています。建物のダウンウォッシュというのは、煙突の高さを上げると防ぐことができると書いてありました。今回の80メートルの煙突の計画というのは、既に同様の発電設備を有している発電所において、実績があると書いていますが、それはどこにおいて実績があるのでしょうか。また、その実績がある建物では、ダウンウォッシュの発生はあるのでしょうか。

事業者：80メートルの煙突の実績ですが、北海道の石狩湾新港の発電所、中部地方にあります西名古屋の発電所、千葉県にあります君津共同火力の煙突が80メートルという実績がございます。なお、ダウンウォッシュにつきましては、それぞれの地点の文献書等を見ますと、ダウンウォッシュを回避する高さとしてその高さを選定したとの記載があります。また、本事業におきましても、煙突高さにつきましては、建物ダウンウォッシュの影響を回避できる高さとして、80メートルを選定しています。

委員 B：今3箇所の火力発電所をあげていただきましたが、私の手元にある資料では、君津共同火力では建物ダウンウォッシュ有り記載されていますが、どうお考えでしょうか。

事業者：私共の方では、環境省のデータベースに載っていますデータを調べて建物ダウンウォッシュについての記載がなかったことから、建物ダウンウォッシュがないと判断いたしました。調査不足であれば、再度調査したいと思います。

委員 C：特殊気象条件下の測定項目として、今回の姉崎火力も先週の五井火力も煙突・建物ダウンウォッシュ時、逆転層形成時、それから、

フュミゲーション時、という3つがあがっておりますが、例えば逆転層形成時のことを例にとりますと、先週の五井火力は排ガスの気温濃度+バックグラウンド濃度=環境濃度予測値として計算されておりました。それを踏まえて、質問を2ついたします。1つは環境濃度予測値の構成要因である排ガスの濃度に関連した質問です。現在の1号機は50年の歴史を経ていらっしゃるということで、1号機から6号機まで、今まで予期せぬトラブルなどで、排ガスの濃度が通常よりも上昇してしまった、という事態は一度もございませんでしたでしょうか。その前提としては、稼働中の排ガス濃度は実際に継続測定されているのでしょうか。2つ目は、環境濃度予測値のもう1つの構成要因であるバックグラウンド濃度について伺います。五井発電所の場合は準備書でシミュレーションに大気測定局の過去のデータを御使用になっていらっしゃいました。姉崎も先ほどの説明から同じだということだと思いますけれども、シミュレーションの場合はそれでよろしいでしょうか、実際に火力発電所が稼働した場合、リアルタイムでのデータは、大気測定局からお取りになる予定なのではないでしょうか。東京湾の臨海地帯に多数の火力発電所の新築と改築が予定されております。想定外の事象が起こるということがあるかもしれませんので、健康に悪影響を及ぼさないためにも、リアルタイムのデータが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。この2つの質問は、どういう観点から質問させていただいたかと言うと、シミュレーションでは絶対安全であっても、実際に安全だということが担保されているわけではないと思うのです。これは、福島原発事故で経験した事実でございます。これからは、想定外の事柄が起こった場合でも迅速に正しく対処できるようなシステムの構築がないと、大きなプロジェクトの展開は許されないのではないかと申し上げます。2つの質問をさせていただきました。

事業者：まず1つ目の質問につきましてお答えいたします。御質問は今運用している1から6号機の排ガス濃度が過去に通常より上がって、規制値を超過したことがなかったかどうか、また連続測定しているのかどうかだったかと思っております。過去50年というお話がございましたが、正直なところ、40年50年前の記録は残っていませんので、はっきりとしたデータはございません。ただ、我々の知っている限りですと、例えば大気汚染防止法やppmの規制等ございますが、そ

ういった規制を超えてしまった、法律違反をしてしまったというようなことは特段なかったというところしか存じておりません。ひょっとしたら 40~50 年前はわからないですけども、基本は守れております。と言いますのも、御質問にございました連続測定しているかというお話で、窒素酸化物で以前は油も燃やしていましたので、硫黄酸化物の NOx・SOx につきましては、連続測定しています。煤塵につきましては、通常法律的にも技術的にも連続測定とはなかなか難しいところがありまして、2ヶ月に1回とかの頻度で測定をしております、定期的ではありますが、測定していて特段超過したという記録は残っていないというところでございます。

委員 C：昔は NOx も SOx も連続測定されていらっしゃったということをお聞きしまして、その点では安堵いたしました。2つ目の質問は密になったようで、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、環境濃度の予測値というのは、もう1つ、バックグラウンドの値がプラスされますので、そのバックグラウンドの値を自分の所で計るわけではないですよ。計算上も大気測定局のデータを使っているんで、いくつも発電所がある地域ですから、バックグラウンドが上がったときに、それを速やかに自分たちにも他の事業所にも知らせてもらえるようなシステムがあるのか。片方は大丈夫でも、もう片方が上がった場合は、規制値を超えてしまうこともあるかもしれないので、そういうシステムみたいなものが作られているのかなっていうことが、心配だったのでお訊きしたわけです。

事業者：今の御質問に対しましては、先ほど申し上げましたとおり、規制を超えるような運転をしてしまった場合には速やかに関係する自治体様の方に報告をしておりますが、その状況が迅速に周辺の企業様も含めて共有できるシステムになっているかと問われますと、現在のところそういうシステムにはないという現状でございます。まず、自分たちの基準をしっかり守って今後も同じように運営していく所存です。一方で、地域の環境濃度、例えば光化学オキシダント、夏場ですと非常に高くなるという状況がございます。こういった時には、自治体様と事前に協定というような形で、どういうルールで対応するかというところは取り決めさせていただいて、光化学オキシダントの注意報が発令されたときには、排出量を何パーセント下げるとか、そういった対応方法は現に運用しているところがあ

ります。ですので、ここについては今の段階で詳細まで取り決めはできませんが、将来的にはそういった形で環境濃度に応じて必要な対処をするようになるのではないかと考えております。

事業者：1点目の質問で補足させてください。連続測定している他に、窒素酸化物などのデータは、千葉県にテレメーターシステムということで、どれくらい今出ていますよというのは毎時間データを伝送するシステムを持ってまして、という仕組みもございますので、そういった意味でも千葉県にはデータをオープンにして見ていただいているところでございます。

委員 C：光化学の警報が発令されるシステムがあるっていうのは存じておりますが、あの様なシステムに乗っかって、それから連続測定のデータも上げていращやるなら、追々作っていこうというよりも、稼動する頃にはそれが出来ているようになれば、人間に短時間でも被害が及ぶということは待たなしの話なので、前もってそういうものが出来ていたということであれば、大変有難い話でございます。

事業者：自治体様と協議の上、運転を開始するまでにそういったシステム・ルールを取り決めたいと考えています。

委員 D：影響評価としては全く影響がないと思うのですが、方法書の14ページ「6. 用水に関する事項」ということで、生活用水として地下水を利用されていると。確認なのですが、そちらで使われている井戸は、千葉県の許可井戸ですか、それとも市原市の許可井戸でしょうか。それと、実際汲んでいる井戸の取水層とか、あと取水している地層、どういったところで取水しているかとか、そういったことは当然把握されていますでしょうか。

事業者：地下水は何本かありまして、手元にデータがないのですが、千葉県に許可もらったものと市原市に許可もらったもの両方あったと記憶しています。どちらの、何本かまでは即答できないというところでございます。別途確認させていただきます。

委員 D：なぜ訊いたかというのと、やはり少ないからと言って、地下水がどういう地層、どこの進路で取っているかとか、ゆくゆくは恐らく市

原市の南側のほうの涵養されている水でお使いになっているもの  
ですから、そういった面も含めて把握されていた方がいいんじゃないか  
かと思ひまして、意見を述べさせていただきました。今後国の方  
でも、まだ具体的に動いていませんけども、水循環基本法というも  
のもございまして、やはり使用する側としても、どういった地層、  
それがどういったところで涵養されているか、そして事業者として  
どの様に保全していくかが重要になってくると。確かに量は少ない  
と思ひますので、影響は少ないと思ひますが、確認のために質問さ  
せていただきました。ありがとうございます。それで、次の 15 ペ  
ージに工事の工程が書かれておりまして、平成 31 年度から新設工  
事を始められるということで、逆算すると今年から撤去の工事が始  
まるという認識でよろしいでしょうか。

事 業 者：撤去の工事につきましては、今年の年末を予定しています。

委 員 D：五井の時も御質問したのですが、当然撤去にかかる調査は既に着  
工されているということによろしいでしょうか。土壤汚染対策法に  
基づくものです。

事 業 者：撤去工事に関します地歴調査に基づく土壤の調査は今実施してい  
ます。

委 員 D：結果としては具体的にいつ頃出るか分かりますか。

事 業 者：結果につきましては、私どもの方で把握しているものは改変予定  
エリアにつきましては、特段基準をオーバーした結果が出ている  
とは聞いてございません。

委 員 D：わかりました。ありがとうございます。あとちょっと気になった  
ところがございまして、18 ページでございまして。「11. その他」の  
①の地盤沈下なのですけれども、現状の使用量が今後少なくなる  
ということで、要因とはならないというふうに書いていますが、現在  
の使用量が要因となっていないかは検証されましたでしょうか。と  
いうのも、これはかなり難しいことだと思ひますので、ここに軽く  
書かれると、それは少ない量だからたいした事ないよねっていう程  
度にしか見受けられないです。書き方なのだろうと思ひます。恐ら

く地盤沈下に影響を及ぼさないにしても、汲み上げている所からするとその影響はあるのだろうと。だから今後検証するので、その要因は少なくなってくるとか、そういう書き方になるのではないかと。全くない、というのは恐らく嘘というか書き過ぎではないかということなのですが、いかがでしょうか。

事業者：地盤沈下の沈下量につきましては、発電所の構内数箇所において測定をしています。確かに数センチ規模では出っぱり、引っこみの傾向が見られておりますが、特段経年的に沈下をしているという傾向ではありませんことから、今回地下水が地盤沈下の原因にはならないというような記載の仕方をさせていただきました。

委員 D：それは構内だけのお話ですよ。広域的に起こっているものは加味しないということですよ。

事業者：はい。現状で私どもが把握しているデータにつきましては、発電所の構内のデータであったと認識しております。

委員 D：こういう場合の地盤沈下は広域を指すのではないかと思います。こういう場合はかなり深いところから取水していると思います。県条例で言うと、650メートル以深という記載がございます。それが許可井戸の規定になっておりますので、かなり深いこととなります。その直上で影響が現れるかと言うと、専門的に言うと多分難しいのではないかと思いますので、ごく浅い数十メートルとか中積層のところを取っているのであれば、その区域内の地盤沈下というのはあるかと思いますけれども、かなり深いところから取りますので、それはちょっと難しいのではないかと思います。御質問させていただきました。あと1点追加なのですが、ここは以前東京湾岸ということで、特に東方沖の液状化、恐らくこの建物の敷地内で起こっているとは思わないですけれども、周辺で起きているかと思えますけれども、そういった把握はされていますでしょうか。その際に、どういう被害が及んだとか、事前に収集されておりますでしょうか。というのは、この周辺を良く見たら、御自身の所だけじゃなく、精製所が結構ございます。そういった観点からすると、やはり周辺の部分の変状や影響、そういったものまで、御自身の所は災害に遭われても大丈夫かもしれないですが、周辺で現れた時の

状況把握はされていますでしょうか。

事業者：千葉県東方沖地震の時には、特にこの発電所構内で目立った被害は発生していないと把握しております。基本は発電所の設備を設計する時にしましては、地盤改良でありますとか、あるいはサンドコンパクションだとか、あるいは薬液を注入して固めるだとか、あるいは杭を打って支持するだとか、被害が生じないような設計をしますので、そういう意味では構内につきましては大きな被害はないだろうと。周辺につきましては、私共も地盤の状況だとかを把握している訳ではないので、ニュースでありますとか、文献等でわかる範囲につきましては、設計に必要な情報であれば収集して確認いたしますけれども、そういう意味ではあまり周辺について広く確認しているのかと問われますと、そこは可能な範囲で調べてはおりますけれども、厳密に言うと、その程度ということで、あまり周辺について、細かくは見ていないというのが事実だと思います。

委員 D：わかりました、ありがとうございます。

委員 B：77 ページで質問いたします。温室効果ガス排出量を利用率 90 パーセントに設定をして、現状 1 万 1350 万トンとなっておりますが、現状の利用率、施設利用率に見合った実際の CO<sub>2</sub> 排出量を教えてください。それと、将来は取水口に塩素を注入する予定とありますが、注入する時点での塩素濃度も教えていただきたいと思います。

事業者：現在の実績の利用率ですが、こちらにつきましては、当然のことながら、年度によりましてかなり変動がございます。至近ですと、最大で 70 パーセント程度の利用率であった実績で、仮に試算をいたしますと、典型的な燃料使用量で計算しますと、約 1000 万トン程度の CO<sub>2</sub> 排出量になろうかと思えます。そういう意味では、将来の 920 万トンと比較すると同等、もしくは将来の方がやや低いという程度の排出量の比較となると思われまます。2 点目の塩素の注入濃度でございますけれども、現在のところは方法書に記載させていただきましたとおり、放水口の出口におきまして、定量下限値未満とする計画は決めていますけれども、まだ取水側での注入の濃度というものにつきましては、これからの設備の詳細設計を踏まえまして、決定していきたいというところでございます。

委員 E：教えてもらいたいことなのですけれども、210 ページで煙源の諸元という数字があります。排出ガス速度が 31.6 メートル秒速ということになっていて、地上の大気安定度の分類、また、地上と上層の大気安定度の関係ということになっていくわけですが、まず 31.6 メートルというのは、やはりさすがに火力発電所というだけあって、大変な速度だと思いますが、この数字そのものは、計算上で出てくる速度でしょうか。そしてまた、この 31.6 というのは、こういう数字は平均値で出てしまうけども、実体としては、1つの上限下限の範囲の中で、この速度というのは実際に動いていて、その動く速度によって、煙突からさらに上昇していく速度であるとか高さが違ってきて、またそれが降下していく距離と非常に密接してくるのではないかなと。だから、20 キロ圏内とか 10 キロ圏内とか言うけれども、それほど単純に出るものなのかという疑問があります。まず、第 1 番として、31.6 というのはどのように決められていくものなのかをまずお答え願えますか。

事業者：この排出ガス速度につきましては、煙突ダウンウォッシュを回避するという観点から、排出ガスを煙突の出口の面積で割り戻して出た計算値が 31.6 メートルという結果でございます。

委員 E：その燃料というのは、例えば光化学オキシダントが多くなったら、少し燃料を抑えるとかいう趣旨のお話もありました。逆に言うと、この 31.6 というのは、動くということですね。

事業者：排出ガス量が変わってくれば、動く数値となります。

委員 E：そうすると、粉塵というか、降下物が降りる位置というのは、ある意味同心円状類の一带の幅で示されるものであって、どの辺が一番濃いか薄いとか言ったところで、その位置そのものが動くものだという事なのでこの報告書を読まなければならないということですね。

事業者：こちらに記載しています諸元を元に、こちらの配慮書の内容を転記をしたものですけれども、配慮書の予測の時点では、1 年間の 8760 時間分の気象のデータをそれぞれ分析いたしまして、そちら

に見合った大気安定度からそれぞれ毎時間ごとのデータを重ね合わせていった結果、213 ページに記載があります最大着地濃度地点ならびにそのような濃度の計算値を算出したということでございます。

委員 E : 211 ページの 4-3-4 表と 4-3-5 表を少し解説していただけますか。

事業者 : 4-3-4 表でございますけれども、縦軸に地上の風速をとって、横軸に日射量、夜につきましては放射収支量ということで右側に記載があります。日射量が多い場合には、大気の安定度としては非常に不安定な状態になると。同じ風速であっても、太陽が非常に出ていて、地上の温度の上昇が非常に速い時には大気の安定度が不安定になるということから A という分類をしています。風速が上がり日射量が下がるという条件になればなるほど、大気の安定度としては、中立の状態になるということで D という大気安定度の分類になるというのが、上の大気安定度というものになっています。これを地上の安定度と上層の安定度を対比させる関係がありまして、そちらを地上の場合に、例えば B というところがございまして、地上の安定度が B、比較的不安定な状態であっても、それが上層の時には大気安定度としては比較的中立に近い C となる関係があります、という関係を示したものが 4-3-5 表となっています。

議長 : 先週の五井火力と大きな違いは無いのですけれども、姉崎ということで、市原市の主要な部分を縦断して資材が運ばれたり、あるいはまた稼動後も、色々な事業用資材が運ばれるという、騒音とかその辺の質疑はまだないようですね。あとは水温の上昇とか。

委員 B : 全体の発電所の効率化を図って統廃合を進めるということだろうと思うのですが、更新計画ですから、今まであったのとほぼ同等の発電設備を市原に 2 箇所つくるわけですね。とすると、どこかで廃止する発電所もないと、二酸化炭素排出の削減目標を達成できないと思うのですが、全体の計画の中で、どこか廃止計画というのはあるのでしょうか。

事業者 : 非常に難しい質問なのですが、今発電所がどれくらい必要なのかということ、日々私共も検討しているのですけれども、

やはり再生エネルギーの方と原子力という2つのファクターがありまして、最大に再生可能エネルギーと原子力が入ったケースとか最小になったケースとか、色んなケースがございます。ですから、今のJERAとしての方針は、1つ1つの発電所を評価して作っていかうということでやっています、その1つ1つというのはやはり、環境性とか経済性の優先順位がどれなんだということ掲げておりまして、その1番2番3番といった状態で実際にやるのかっていうのを、もう一度環境面経済性等含めて評価するようになっています。ですから、最終的にどこの発電所が残るか残らないかまでは申し上げられないですけれども、我々の中に優先順位としてはある程度1番から十何番というのは持っていますけれども、結果として全部が同じ出力で火力発電所として生き残ることはできないというのが我々の今の見解で、恐らく再生可能エネルギーが入ってきた分と、原子力が戻ってくるとすれば、その分は火力発電所で調整せざるを得ないという点と、もう一方は一般論で申し訳ないのですけれども、再生可能エネルギーの多くを占めている太陽光発電が、やはり天候によって一気に出力を落とすということで、その間の足りなくなった電気をどのようにカバーするか。それを、例えば、ガスなのか石炭なのか、あるいは蓄電池なのか、水素貯蔵なのか、今色々な検討をしまして、そこから最後結論がでるかなということでございます。ただ、今回も環境影響評価で実際に詳細な設計もしていますけれども、最終的にこの発電所が実現可能かどうかというのは、やはりこの環境審議会の審査、あるいは私共の投資判断等々を含めて総合的に判断しようかなと思っていますので、かなり発電事業者としても、以前に比べるとずっと慎重になって発電の計画をしております。廃止することはあるだろうというところはあるけれども、なんとも言えない状況でございます。

委員 B：まだ資本投下は決定していないのですか。

事業者：していません。

議長：その他ご質問はございますか。ないようでしたら、この後審議に入っていきます。よろしいでしょうか。では、審議に入る前に5分間の休憩をいたしたいと思います。事業者の方はここで御退席をお

願いたします。事業者の皆様、長い間大変ありがとうございました。

～事業者退席～

～休憩～

議 長：ただいまから、本件に関する審議を行います。それでは委員の皆様  
の御意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 F：基本的なことで、市の環境管理課の方々にお伺いしたいと思うので  
すけれども、16号線は昔からの埋立地ですね。そのバイパスはひっ  
きりなしに色々な業者さんの車が走っていますけれども、当然道路  
がでこぼこになって、修理が必要なことが何回もあったのかなかつ  
たのか、地盤はしっかりしているのか、その辺のことを教えていた  
だきたい。

事 務 局：16号線は国道になっておりまして、確かに仰るとおり、交通量  
が多いと定期的な補修は必要になるかと思います。それによって、  
16号がでこぼこで、近隣の方からの苦情といったものはない状況  
です。

委 員 F：一般の人が走るにはどうこうということではないのでしょうけど  
も、多分それは夜間に補修されたりして直されているということな  
のか、色々な大きなトラックが走ったりしても、耐えるだけの地盤  
がしっかりしていると、その様に考えてよろしいのか。私は16号  
線の近くに住んでいるものですから、消防自動車が走っていくのが  
時々あったのですけれども、もし何かがあった場合にも住民は移動  
するときに大丈夫なのかということ。どうしても自分の身を守るた  
めに一番心配になったりもするものですから、合わせてお聞かせ願  
えればと思います。

事 務 局：東日本大震災の時も、16号はそんなに影響を受けてなかったと思  
います。道路の話になってしまいますと、大型車が通ると、アスフ  
アルトの構成とか、それに耐えられるような形で、表層とか厚さ  
とか設計されておりますので、その点はクリアしていると認識してお

ります。

委員 G：近隣の市長からの意見書が出ておりますが、木更津市からは何かなかったのですか。

事務局：私共が承知している件につきましてお話させていただきますと、この姉崎火力発電所につきましては、近隣市といたしまして、お隣の袖ヶ浦市と千葉市が該当すると伺っております。

委員 E：JERAさんに訊きましたら、事業地の中に松林があるんですね。恐らく1つの林帯を作っていると思うのですがけれども、マツクイムシが入っていないのかと。要するに、夏から秋にかけて急激に真っ赤に松が枯れて、薬をやろうが水をやろうが、これは一方的に枯れていくだけの話で、松の材線虫病というやつです。これは元々アメリカから来た線虫が日本各地に広がっているわけで、ですからこれは、枯れたものは伐採して、できれば工場の中であれば根まで抜いて全部焼却して材線虫とマツノマダラカミキリを徹底的に殺す以外に方法がないわけです。その松毛虫が入っているかと訊いたら、入っていますという答えなのです。これは姉ヶ崎から長浦の方向に内房線に乗っていくと、その線路沿いに松が枯れているのが点々と見えるわけです。だから入っていないというのは嘘になるわけで、入っていてもなんの不思議はない。それが1点。その次に、進入路の図面を見てみると、セイタカアワダチソウの1つの群落になっています。これはどういうことかと言うと、全く放置して管理していないということです。セイタカアワダチソウの群落なんて、知らない人から見れば植物の群落があるように見えるけれども、とんでもない話で、徹底的に放置した結果、セイタカアワダチソウの群落になっていると。そして、松林として残しておきますと言っているけど、実際には松毛虫が入っていると。なにもここで緑を保全してくれと言うために言っているのではなくて、要するに、風速と粉塵が落ちる位置について、一応計算して、はいこれでございます、という言い方はしてくれるなということです。もっと実態に合わせて、環境影響評価というものをしてもらいたいということを言いたくて、松毛虫とセイタカアワダチソウの例を出したわけです。それをどう表現して伝えるかというのが大事なのではないか。

委員 D：事業者の方に色々質問させていただいたのですが、その中で1点、環境影響評価に直接関わるかどうか迷うところではあるのですが、皆さんやはり災害が起きた時の影響ということについて、避けているわけではないと思うのですが、想定していないところがあるのかなど。液状化についても先ほどお答えしてもらったように、地盤改良してやりますから大丈夫ですと言うのですが、それは地上部のことでして、やはり中に入っている配管類については固めたとしても100パーセント大丈夫ということはありませんので、ある程度想定をして、それに対する対応とか、そういったところの答えが欲しかったというのがあります。液状化が東方沖やこの敷地内ではなかったかもしれませんが、出光とか板ガラスとかその近辺にはあるということがわかっていますので、そういった意味で把握していますかとお訊きした次第です。そういったものも把握してなさそうなので、周辺も配慮して欲しいのが1点ございました。その関連で、用水として使っている地下水についても、やはり折角使っているのですから、それがどこから来ているか把握しておいた方がいいのではないかと考えて質問させていただいたので、そういった面で配慮してもらえたら嬉しいということで、意見を述べさせていただきました。

委員 H：先週、五井火力の準備書の審議をしましたが、同じような時期に五井と姉崎、同じ市内で距離的に近い所に火力発電所が出来るということで、今は方法書の段階なので、次に準備書を作る時に、五井火力との影響と申しますか、それも視野に入れた上での準備書の作成をお願いしたいと思います。物流の面にしても、排水についてはどちらも温度が低くなり、排出ガス量も少なくなるということなのですが、同時期に同じようなものができるということなので、その相乗効果というものをきちんと踏まえて評価をお願いしたいと思います。

議長：その他ございますか。他にないようですので、審議を終結したいと思います。なお、諮問内容は、当該事業に係る『環境影響評価方法書について』ということであり、答申内容は、この方法書の内容に対する当審議会からの意見となります。従いまして、本件に関しましては、採決することが馴染まないため、諮問に対する答申といたしまして、皆様の御審議、御意見をいただいた内容を取りま

とめて作成したいと考えますがいかがでしょうか。

～異議なし、の声～

議 長：それでは、先ほどの審議内容を反映させまして、私の方で答申書を作成することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは私の方で、答申書を作成することといたします。以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。傍聴者をお願いいたします。議事が終了いたしましたので、資料を事務局職員に返却していただいた上で、御退室いただきたいと思います。

～傍聴者、退出～

議 長：皆様のご協力によりまして、円滑に進行することができました。ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

司 会：泉水会長ありがとうございました。ここで、事務連絡をさせていただきます。議事録につきましては、作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただきたいと存じます。お手数をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。また、報酬につきましては、お知らせいただいた口座にお振込みいたします。事務手続き上、約1ヵ月後のお振込みとなりますので、御了承くださいますようお願いいたします。事務連絡は以上でございます。これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。